

幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス罹患患者等発生時の対応

令和2年8月5日変更

(変更箇所=※)

原則： 休園等の要請は、当該事項が発生した単一の施設に対して行うものであり、地域の幼児教育・保育施設に波及して適用するものではない。

定義： 陽性・陰性=新型コロナウイルスに対して

体調不良=37.5℃以上の発熱又は頻回な咳き込み等何らかの体調不良が疑われる場合

休園=当該保育施設の閉鎖（全児童受入「不可」。職員も出勤停止。休園期間中に当該保育施設全室の消毒を実施。休園期間：陽性発覚の翌日から起算し14日間）

濃厚接触=保健所等により濃厚折衝者であると判断された者及び同居の者が新型コロナウイルス陽性と診断された者 ※

罹患患者	状態	罹患した児童本人	周囲の児童		施設職員		休園判断
入所児童本人	陽性（検査結果による。）	出席停止（医師又は保健所が登園可能と判断するまでの期間）	本児と通常保育が同室の児童	出席停止（本児と最後に接触した日の翌日から14日間）	本児と通常保育が同室の職員	出勤停止（本児と最後に接触した日の翌日から14日間）	一時休園 出席停止日を含み （※概ね2~4日 （施設消毒期間中））
			上記以外の児童	通常登園可（※施設消毒完了後から）	上記以外の職員	通常出勤可	
	濃厚接触（症状の有無は問わない。）	出席停止（医師又は保健所が登園可能と判断するまでの期間）	本児と通常保育が同室の児童	出席停止（本児が陰性と診断されるまでの期間）	本児と通常保育が同室の職員	出勤停止（本児が陰性と診断されるまでの期間）	しない。
			上記以外の児童	通常登園可	上記以外の職員	通常出勤可	
	体調不良（濃厚接触ではない場合）	出席停止（医師又は保健所が登園可能と判断するまでの期間）	本児と通常保育が同室の児童	通常登園可	本児と通常保育が同室の職員	通常出勤可	しない。
			上記以外の児童	通常登園可	上記以外の職員	通常出勤可	
	※ 陰性（保健所の「依頼・指導」によりPCR検査を受けた場合=濃厚接触者と判断された場合）	※ 出席停止（医師又は保健所が登園可能と判断するまでの期間）	本児と通常保育が同室の児童	通常登園可	本児と通常保育が同室の職員	通常出勤可	しない。
			上記以外の児童	通常登園可	上記以外の職員	通常出勤可	
	※ 陰性（熱が続く等により「自主的に」PCR検査を受けた場合=濃厚接触者と判断されていない場合）	通常登園可	本児と通常保育が同室の児童	通常登園可	本児と通常保育が同室の職員	通常出勤可	しない。
			上記以外の児童	通常登園可	上記以外の職員	通常出勤可	

罹患患者	状態	罹患した職員本人	周囲の者		施設職員		休園判断
施設職員本人	陽性（検査結果による。）						休園
	濃厚接触（症状の有無は問わない。）	出勤停止（医師又は保健所が出勤可能と判断するまでの期間）	当該職員と通常保育が同室の児童	出席停止（当該職員が陰性と診断されるまでの期間）	当該職員と通常保育が同室の職員	出勤停止（当該職員が陰性と診断されるまでの期間）	しない。
			上記以外の児童	通常登園可	上記以外の職員	通常出勤可	
	体調不良（濃厚接触ではない場合）	出勤停止（医師又は保健所が出勤可能と判断するまでの期間）	当該職員と通常保育が同室の児童	通常登園可	当該職員と通常保育が同室の職員	通常出勤可	しない。
			上記以外の児童	通常登園可	上記以外の職員	通常出勤可	
	※ 陰性（保健所の「依頼・指導」によりPCR検査を受けた場合=濃厚接触者と判断された場合）	※ 出勤停止（医師又は保健所が出勤可能と判断するまでの期間）	当該職員と通常保育が同室の児童	通常登園可	当該職員と通常保育が同室の職員	通常出勤可	しない。
			上記以外の児童	通常登園可	上記以外の職員	通常出勤可	
	※ 陰性（職場の事情等により「自主的に」PCR検査を受けた場合=濃厚接触者と判断されていない場合）	通常出勤可	当該職員と通常保育が同室の児童	通常登園可	当該職員と通常保育が同室の職員	通常出勤可	しない。
			上記以外の児童	通常登園可	上記以外の職員	通常出勤可	

※状態は変化するため、この症状に該当する日を初日としてそれぞれの対応を行う。

※施設職員が陽性の場合に「休園」とする理由は、職員の場合は、行動が施設全体に渡るため。また、この場合、当該児童を他施設で受け入れようとした場合、クラスターを増やす結果となる可能性があるため、健全と思われる児童であっても、他施設での代替保育は行わない。